

大野市脱炭素ビジョン策定支援業務委託

仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、大野市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）へ委託する「大野市脱炭素ビジョン策定支援業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

2 本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合及び仕様書に変更を要する場合は、甲と乙の協議によって定めるものとする。

(業務の目的)

第2条 大野市ゼロカーボンシティを実現に向けた脱炭素シナリオを作成し、再生可能エネルギーの導入目標とその目標実現方策、推進体制等をまとめた「大野市脱炭素ビジョン」を令和3年度から令和4年度の2か年で策定することとしている。

本業務は、環境省の「令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」のうち、「2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業（第1号事業の1）」を活用し実施するもので、令和3年度に整理した基礎情報や市民ワークショップの結果等を踏まえ、脱炭素シナリオ及び再生可能エネルギーの導入目標を設定すると共にその実現方策及び推進体制等の検討を行い、「大野市脱炭素ビジョン（案）」として取りまとめることを目的とする。

(業務対象範囲)

第3条 本業務の対象範囲は、大野市内全域を適用する。

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、次のとおりとする。

契約締結日～令和5年2月17日

(提出書類)

第5条 乙は、本業務の着手に当たり、業務実施計画書、工程表、着手届、管理技術者届及び経歴書を提出し、甲の承認を得なければならない。

(管理技術者)

第6条 管理技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）、技術士（環境部門：環境保全計画）、エネルギー管理士のいずれかの資格を有する者とする。

(疑義)

第7条 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙協議の上、乙は甲の指示に従うものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、本業務委託遂行に当たって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(資料等の貸与)

第9条 甲は、本業務の履行のために必要な資料を乙に貸与する。本業務完了後、乙は速やかに甲に返却しなければならない。

(成果品の帰属)

第10条 本業務委託において作成した成果品等の権利は、全て甲に帰属するものとする。

(成果品の品質保証)

第11条 業務の完了後、乙の過失又は疎漏に起因する成果品の不良個所が発見された場合は、甲が必要と認める訂正、補足その他必要な作業を、乙の責任において実施しなければならない。

第2章 業務内容

(業務内容)

第12条 本業務にかかる内容は、次のとおりとする。

(1) 計画準備

- ・本業務の基本事項を整理し、業務計画の検討整理を行う。

(2) 脱炭素シナリオの作成

- ・本市の温室効果ガスの将来推計の結果や前年度に作成した「市民が思い描く2050年の脱炭素なライフスタイル」等を踏まえ、大野市ゼロカーボンシティの実現に向けて必要な技術や施策、事業、行動変容等を明確にした複数の脱炭素シナリオを作成する。
- ・各脱炭素シナリオにおける温室効果ガスの排出量及び吸収量の将来推計を行う。推計に当たっては、人口や経済など将来の活動量の変化を進捗管理できる指標となる要素を検討する。

(3) 再生可能エネルギー導入目標の設定

- ・本市の実情に沿った地域の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルや将来のエネルギー消費量の推計調査を実施すると共に、当該調査の結果を踏まえ、運輸、民生業務、民生家庭、産業、廃棄物の各分野に適した再生可能エネルギーの選定及び導入目標の設定を行う。

- ・導入目標の設定に当たっては、(2) で作成した脱炭素シナリオごとにエネルギー代金の収支など経済効果について分析及び評価を行う。

(4) 実現に向けたプロジェクト及び推進体制等の検討整理

- ・(3) で設定した目標の達成に向けて、現時点で本市が想定している「大野市再エネ導入プロジェクト(案)」(表1)の他、地域課題との同時解決に資する実現方策について、具体的な事業内容の検討を行い、実現に向けた推進体制の検討及び整理を行う。
- ・また、前述のプロジェクトの実施に向けたロードマップを作成すると共に、国が提言した地域脱炭素ロードマップにおける「脱炭素先行地域」の検討・整理を行う。

表1 再エネ導入プロジェクト(案)

No.	プロジェクトテーマ	内容
1	分散型エネルギーによる インフラの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性(平野部、山間集落部、未利用農地等)に適した太陽光発電や小水力発電等の再エネ設備の導入による自家消費や既存再エネ設備の活用によるエネルギーの地産地消の方策について検討する。 ・再エネ由来の電力に余剰が発生する場合は、蓄電池や自営線を活用し、複数施設による電力融通を目指したインフラ整備について検討する。
2	木質バイオマス資源の 有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の熱需要施設(温浴施設等)への木質バイオマスボイラの導入について検討する。 ・バイオマス資源の供給可能性について整理する。
3	水素エネルギー資源の 有効活用方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・再エネで発電した電力を用いて水素製造を想定し、水素ステーション導入を検討する。
4	電気自動車の普及と 蓄電池の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・再エネで発電した電力を用いて、電気自動車の充電を行うなど、交通分野の脱炭素化を検討する。 ・防災施設に指定されている道の駅「荒島の郷」を始め、公共施設に再エネ設備と充放電器を導入し、施設の電力需要の調整や災害時のBCP対策の強化を検討する。
5	廃棄物バイオマス資源の 有効活用方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産バイオマス資源などの有効活用方法について検討する。 ・対象のバイオマス資源は、地域の実情に沿った資源の選定を行うこととする。

6	ゼロカーボンシティの実現に向けたショーケースモデル施設の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設を対象とした施設のゼロカーボン化について検討する。 ・省エネ対策の実施、再エネの導入に加えて、調達する電力の低炭素化についても検討する。
---	--------------------------------	--

(5) 策定協議会等の運営支援

- ・策定協議会等で使用する協議資料を作成するとともに、7月と12月に各1回開催予定の協議会に出席し、会議結果の整理を行う。

(6) 報告書の作成

- ・上記(2)から(5)までを報告書(大野市脱炭素ビジョン(案)を含む)として取りまとめるとともに、その要約書の作成を行う。
- ・大野市脱炭素ビジョン(案)には、令和3年度に実施した市民ワークショップ及び(2)～(4)の検討結果を踏まえ、具体的な対策やプロジェクトの実施により大野市ゼロカーボンシティが実現した将来像をイラストで表現した将来ビジョン(絵姿)を含むものとする。

(7) 打合せ協議

業務の適正かつ円滑な遂行を図るため、初回、中間、納品時など適宜監督員と打合せ協議を行うものとする。また、協議会等に出席し、議事録等もとりまとめる。

(成果品)

第13条 提出すべき成果品及び部数は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|----|
| ・報告書(大野市脱炭素ビジョン(案)を含む)簡易製本A4版 | 3部 |
| ・大野市脱炭素ビジョン要約書(A3版表裏) | 3部 |
| ・その他打合せ記録等 | 1式 |
| ・上記にかかる電子データ | 1式 |